

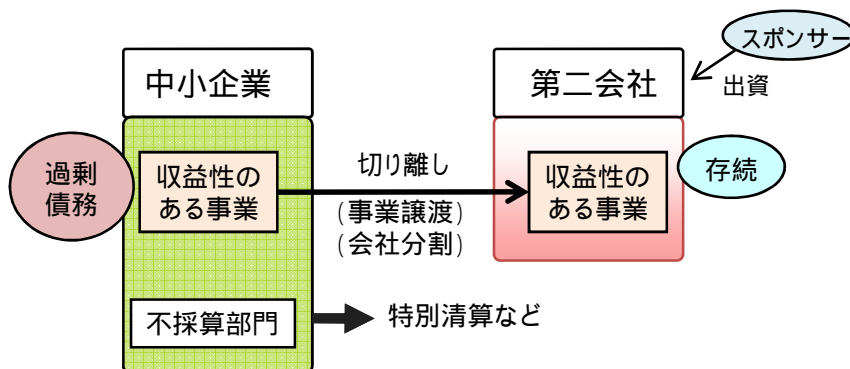
第二会社方式による中小企業の事業再生を支援します！

中小企業の事業再生の円滑化を目的として、「第二会社方式」による再生計画の認定制度を創設しました。中小企業がこの認定を受けると、営業上必要な許認可等を承継できる特例、税負担の軽減措置、金融支援を活用し、事業再生に取り組むことができます。

この認定制度は、中小企業の事業再生を通じ地域の雇用や取引先を守ることを目的としております。

1. 第二会社方式とは

財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り出し、他の事業者(第二会社)に承継させ、また、不採算部門は旧会社に残し、特別清算等を行うことにより事業の再生を図ります。この第二会社方式は中小企業の事業再生に有効な再生手法です。



第二会社方式のメリット

金融機関の協力が得やすい

債権放棄の手続が不要、税務上の損金算入の手続も容易。

スポンサーの協力が得やすい

想定外債務のリスク遮断が可能。

2. 認定制度の創設

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法を制定し、「中小企業承継事業再生計画」()の認定制度を創設しました。中小企業が第二会社方式による「中小企業承継事業再生計画」を作成し、その計画が一定の基準を満たせば、計画の認定を受けることができます。「中小企業承継事業再生計画」の作成にあたっては、中小企業再生支援協議会からの支援を受けられます。

：中小企業が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者へ承継させるとともに、当該事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図る計画。

3. 対象となる方

過大な債務を抱え、事業の継続が困難となっている。

収益性のある事業を有している。

といった状況にある中小企業が対象となります。認定には中小企業再生支援協議会等を通じた公正な債権者調整プロセスを通じ、金融機関の合意を得ることなど、一定の要件を満たすことが必要です。

中小企業再生支援協議会とは

中小企業再生支援協議会(以下「協議会」という)では、中小企業の私的整理における事業再生を各地域において支援しています。協議会には事業再生の支援について知識や経験を有する専門家が常駐し、課題解決に向け、窓口相談を行っています。金融機関との調整が必要と協議会が判断した場合には再生計画の策定支援を行います。再生計画の策定支援に当たっては、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等からなる個別支援チームを結成し、支援を行います。協議会は、47都道府県のそれぞれに1カ所ずつ設置されており、約250名の常駐専門家が支援活動を実施しています。

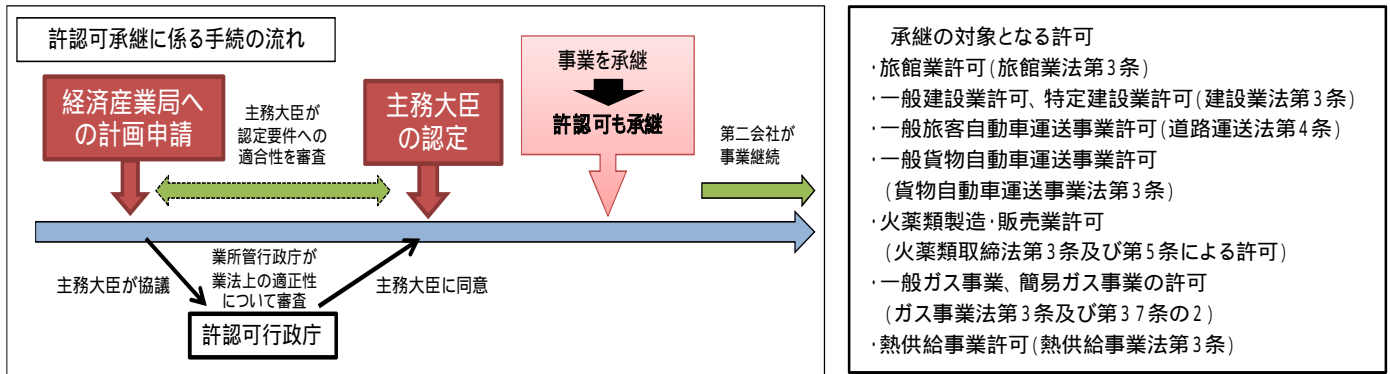
各都道府県の協議会の連絡先は裏表紙をご覧ください。

4. 認定による支援内容

中小企業承継事業再生計画の認定を受けると下記の3つの支援が受けられます。

(1) 営業上必要な許認可を承継

第二会社が営業上の許認可を再取得する必要がある場合には、旧会社が保有していた事業に係る許認可を第二会社が承継できます。



(2) 税負担の軽減措置

第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税及び不動産取得税が軽減されます。

登録免許税の軽減

	登記事項	本則税率	軽減税率	
商業登記	株式会社の設立又は資本金の額の増加	0.70%	0.35%	
	分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加	資本金が純増しない部分	0.15%	0.10%
		資本金が純増する部分	0.70%	0.35%
不動産登記	事業譲受による不動産の所有権移転(土地)	1.00%(*1)	1.00%(*1)	
	事業譲受による不動産の所有権移転(建物)	2.00%	1.60%	
	分割による不動産の所有権移転	0.80%	0.20%	

(*1) 租税特別措置法第72条に基づく優遇税率適用後の税率

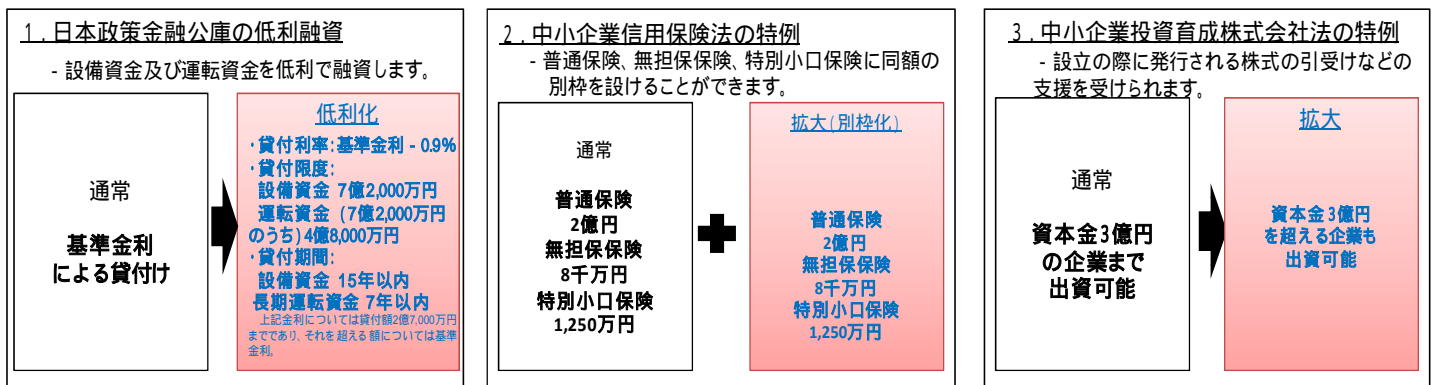
不動産取得税の軽減

取得の形態等	本則税率	軽減税率
事業譲受による不動産の所有権の取得(土地)	3.00%(*2)	2.50%
事業譲受による不動産の所有権の取得(建物)	4.00%	3.33%

(*2) 地方税法附則第11条の2に基づく優遇税率適用後の税率

(3) 金融支援

第二会社が必要とする事業を取得するための対価や設備資金など新規の資金調達が必要な場合、以下の金融支援を受けられます。



上記の支援を受けるためには各関係機関による審査が必要になります。

5. 認定を受けるためには

中小企業承継事業再生計画の認定を受けるためには、下記の9つの要件を満たすことが必要になります。

<認定要件>

特定中小企業者⁽¹⁾が過大な債務を負っていること等によって財務の状況が悪化していること

1: 過大な債務を負っていることその他の事情によって財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となっている中小企業者。
2: 中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者

1. 計画申請時点で
有利子負債 / CF(キャッシュフロー) > 20

中小企業承継事業再生による事業の強化

2. 計画終了時点で
有利子負債 / CF 10、 経常収支 0

中小企業承継事業再生の実施方法

3. 既存又は新設する事業者への吸収分割又は事業譲渡、及び新設分割により特定中小企業者⁽¹⁾から承継事業者⁽²⁾へ事業を承継するとともに、事業の承継後、特定中小企業者を清算するものであること

中小企業承継事業再生が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

4. 公正な債権者調整プロセスを経ていること
 > 債権者調整が適切になされているものを認定するため、公正性が担保されている以下手順を経ていることを要件とする。

- ✓再生支援協議会
 - ✓事業再生ADR
 - ✓私的整理ガイドライン
 - ✓RCC企業再生スキーム
 - ✓企業再生支援機構
 - ✓民事再生法
- 等

5. 第二会社の事業実施における資金調達計画が適切に作成されていること

6. 営業に必要な許認可について、第二会社が保有、又は取得見込みがあること

- > 承継事業者⁽²⁾が営業には、承継する事業に係る許認可が必要であるため、以下のいずれかを満たすことを要件とする。
- ✓本支援措置の許認可承継特例を用いて行政庁の同意が得られること
 - ✓第二会社が既に許認可を取得している、又は取得する見通しがあること

特定中小企業者⁽¹⁾の経営資源が著しく損失するものでないこと

7. 承継される事業に係る従業員の概ね8割以上の雇用を確保(承継時点*)

*計画の実施期間中においても雇用維持を最大限図るよう努力規定を設ける

従業員の地位を不当に害するものでないこと

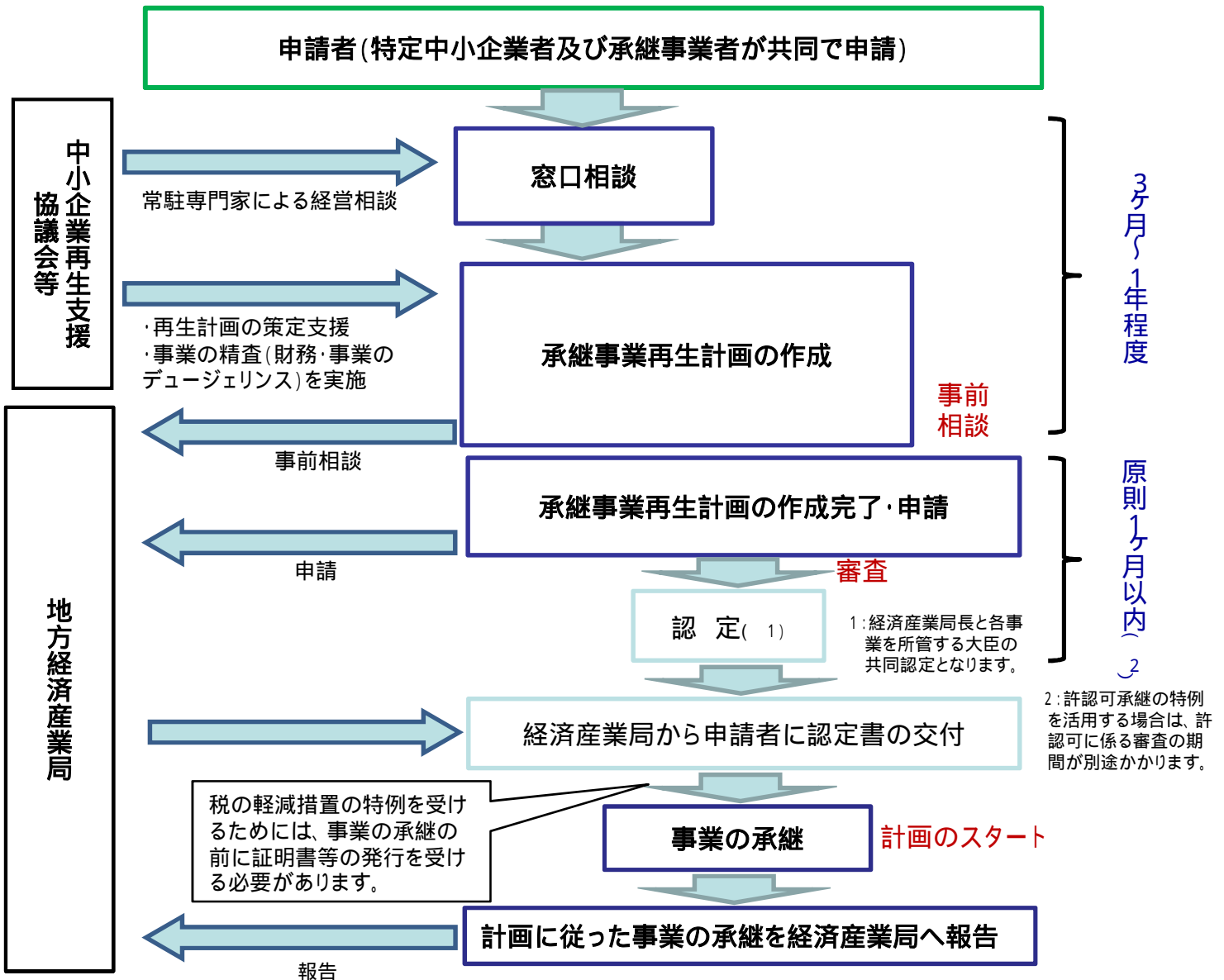
8. 従業員との適切な調整が図られていること
- > 労使間で以下について十分な話し合いが行われること。
- ・計画の主たる目的が従業員の削減でないか
 - ・承継事業の選定が恣意的でないか
 - ・第二会社に移行しない労働者の選定が恣意的でないか、その後の雇用の安定には十分な配慮があるか
 - ・第二会社に移行した労働者の労働条件が切り下げられていないか

取引先の相手方事業者の利益を不当に害するものでないこと

9. 取引先企業への配慮
 > 旧会社の取引先企業の売掛債権を毀損させないこと

6. 計画の申請・認定に係る手続の流れ

計画の申請をする場合には、申請書の様式や添付書面について、経済産業局又は中小企業再生支援協議会に事前の相談を行ってください。計画の申請には、中小企業再生支援協議会等を通じた公正な債権者調整プロセスを通じ、金融機関の合意を得ることが必要になります。



7. 申請に必要な書類

申請にあたっては、認定申請書(中小企業承継事業再生計画)を作成するとともに、必要な添付書類を提出しなければなりません。また、許認可等の承継特例を活用する場合は、許認可等の審査に係る書類が必要になります。

認定申請書の内容

1. 中小企業承継事業再生の目標
2. 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項
3. 承継事業者に関する事項
4. 中小企業承継事業再生の内容
5. 中小企業承継事業再生の実施時期
6. 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法
7. 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

主な添付書類

- 定款の写し、貸借対照表等
- 事業の継続及び再建を内容とする計画及び計画の専門家による報告書
- 事業が相当程度強化されることを示す書類
- 公正な第三者機関又は公正な手続が関与していることを示す書類
- 事業に必要な許認可等を保有していることを証する書類
- 従業員の地位を不当に害するものでないことを証す書類 等

問い合わせ先

各都道府県の中小企業再生支援協議会

北海道	札幌商工会議所	011-222-2829	滋賀県	大津商工会議所	077-511-1529
青森県	(財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1021	京都府	京都商工会議所	075-212-7937
岩手県	盛岡商工会議所	019-604-8750	奈良県	奈良商工会議所	0742-26-6251
宮城県	(財)みやぎ産業振興機構	022-722-3858	大阪府	大阪商工会議所	06-6944-5343
秋田県	秋田商工会議所	018-896-6150	兵庫県	神戸商工会議所	078-303-5852
山形県	(財)山形県企業振興公社	023-646-7273	和歌山県	和歌山商工会議所	073-402-7788
福島県	(財)福島県産業振興センター	024-525-4091	鳥取県	(財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6701
茨城県	水戸商工会議所	029-300-2288	島根県	松江商工会議所	0852-23-0701
栃木県	宇都宮商工会議所	028-610-4110	岡山県	(財)岡山県産業振興財団	086-286-9682
群馬県	(財)群馬県産業支援機構	027-255-6505	広島県	広島商工会議所	082-511-5780
埼玉県	さいたま商工会議所	048-836-1330	山口県	(財)やまぐち産業振興財団	083-922-9931
千葉県	千葉商工会議所	043-227-1110	徳島県	徳島商工会議所	088-626-7121
東京都	東京商工会議所	03-3283-7425	香川県	高松商工会議所	087-811-5885
神奈川県	(財)神奈川産業振興センター	045-633-5143	愛媛県	松山商工会議所	089-915-1102
新潟県	(財)にいがた産業創造機構	025-246-0096	高知県	高知商工会議所	088-802-1520
長野県	(財)長野県中小企業振興センター	026-227-6235	福岡県	福岡商工会議所	092-441-1221
山梨県	(財)やまなし産業支援機構	055-220-2977	佐賀県	佐賀商工会議所	0952-27-1035
静岡県	静岡商工会議所	054-253-5118	長崎県	長崎商工会議所	095-811-5129
愛知県	名古屋商工会議所	052-223-6953	熊本県	熊本商工会議所	096-311-1288
岐阜県	岐阜商工会議所	058-212-2685	大分県	大分県商工会連合会	097-540-6415
三重県	(財)三重県産業支援センター	059-228-3370	宮崎県	宮崎商工会議所	0985-22-4708
富山県	(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5663	鹿児島県	鹿児島商工会議所	099-805-0268
石川県	(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1189	沖縄県	那覇商工会議所	098-868-3760
福井県	福井商工会議所	0776-33-8293			

地方経済産業局

北海道経済産業局	産業部 中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局	産業部 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	産業部 中小企業金融課	048-600-0425
中部経済産業局	産業部 中小企業課 中小企業再生支援室	052-951-2748
近畿経済産業局	産業部 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局	産業部 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	産業部 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局	産業部 中小企業課	092-482-5448
沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

経済産業省

中小企業庁	経営支援部 経営支援課	03-3501-1763
-------	-------------	--------------